

## 助成金交付申請書（事業所申請用）

公益財団法人 佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンター 理事長 様

事業所番号 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 申請金額 円

助成金交付申請金額の内訳（助成対象者の名簿を別に添付してください）

助成項目	申請時記入事項				添付書類
<b>定期健康診断 受診料助成</b>	受診年月日	年 月 日～		年 月 日( 年度分)	裏面参照
	受診医療機関				
	申請人数及び 申請額	助成額2,000円× 名= 円			
<b>人間ドック等 受診料助成</b> <small>※人間ドックは満40歳 以上の方が助成の対 象となります</small>	受診年月日	年 月 日～		年 月 日( 年度分)	
	受診医療機関				
	申請人数及び 申請額	人間ドック	日帰り社保	助成額 7,000円 ×	
			日帰り国保	助成額 3,000円 ×	名= 円
			1泊2日以上	助成額10,000円 ×	名= 円
		脳ドック		助成額10,000円 ×	名= 円
PET検査		助成額10,000円 ×	名= 円		
MRI検査		助成額 3,000円 ×	名= 円		

助成項目	申請時記入事項				添付書類
<b>宿泊助成</b> <small>※業務による宿泊を除く</small>	宿泊期間	年 月 日～		年 月 日( 年度分)	裏面参照
	申請人数	会 員(2,000円) ×		名 × 泊= 円	
		登録家族(1,000円) ×		名 × 泊= 円	

☞ 助成金の受領方法を希望する欄に○印を記入してください。

受領方法	振込希望口座	振込依頼書（上記給付金の受領について、下記口座に振込んでください。）									
		金融機関	銀 行・労働金庫 信用金庫・信用組合			本・支店名					店
		口座の種類	普 通 ・ 当 座 ・ 貯 蓄			口座番号					
		フリガナ									
		口座名義									
	登録口座	*すでに登録されている口座へお振込みいたします									


発議日	年 月 日
決裁日	年 月 日

受付印

## 助成金申請について

・申請期間は、事由発生日以降、年度（4月1日～翌3月31日）末までとなっております。

※ただし、事由発生日が、3月のものについては、翌年度4月末日までの受付となります。

助成項目事由		金額		事由を証明する書類 及び 注意事項
会 員	定期健康診断 受診料助成 年度1回	2,000円		受診者氏名、受診日、受診料が記載された病院等受診機関が発行する領収書（写し可） （注1）領収書に受診者氏名がない場合は、健診申込書、個人の結果票等を提出していただく場合があります。 （注2）生活習慣病予防健診は、定期健康診断扱いとなります。 （注3）ネットバンキングなどのWEB上での決済方法の場合、請求書、払込を証明できる通知書、受診者氏名がわかる病院等受診機関の発行する書類の提出が必要です。
	人間ドック 受診料助成 年度1回 ※40歳以上	1日社保利用	7,000円	受診者氏名、受診日、受診料が記載された病院等受診機関が発行する領収書（写し可） （注1）領収書に受診者氏名がない場合は、健診申込書、個人の結果票等を提出していただく場合があります。 （注2）生活習慣病+付加健診をセットで受診した場合は、1日社保利用人間ドック扱いとなります。
		1日国保利用	3,000円	
		1泊2日以上	10,000円	
	脳ドック受診料助成 年度1回	10,000円		受診者氏名、受診日、受診料が記載された病院等受診機関が発行する領収書（写し可） （注1）領収書に脳ドック受診・PET検査・MRI検査を受けたことの明確な表記がない場合は、診療明細（写し可）の添付が必要です。 （注2）人間ドックのオプションに含まれるケースは対象外です。 （注3）MRI検査受診料助成は、傷病、怪我等により受診した場合が対象です。
	PET検査受診料助成 年度1回	10,000円		
MRI検査受診料助成 年度1回	3,000円			
会 員 と 家 族	宿泊助成 年度2泊分	会員 2,000円  家族 1,000円	宿泊した事実が確認できる書類として、領収書及び請求明細書（写し可） ※宿泊者氏名、宿泊人数、宿泊料金がわかる書類が必要（家族の氏名も含む） ※事業所申請の場合、申請書・添付書類の他に、会員名簿の提出もお願いします。 （注1）対象は業務外（出張費用が出ない）旅行です。 （注2）領収書は、国・県・市の助成金を除き、最終的に支払った金額を記載したものです （注3）領収書（支払った額）以上の助成金額の申請受付はできません。 （注4）一人当たりの支払額が、規程の助成金額より下回った場合は、実際に支払った金額まで。 （注5）宿泊券や株主優待券、各種ポイントなど、「現金」と同等の効力があるものは、実際に支払った金額として算定します。 （注6）1室料金となっている場合は、必ず宿泊人数がわかる請求明細書の提出が必要です。 （注7）未就学児は原則申請対象外。但し、費用がかかっている証明書があれば申請可です。 （注8）宿泊費の助成のため、JR券、航空券のみの領収書は不可です。	

・申請は対象日（事由発生日）以降をお願いします。なお、申請書1枚につき1人1件です。

・ご家族（夫婦・親子等）で会員の場合は、該当の給付金・助成金をそれぞれ申請できます。

・申請書受付完了後の金額訂正は不可です。

・施設等に実際に支払った金額が助成金額を下回った場合、その支払金額分が助成金額となります。

・領収書は必ず会員の氏名（フルネーム）及び金額が記載されたものとしします。

・2名以上で利用された方は、利用された会員の氏名（フルネーム）、一人一人の領収金額がわかるものを添付してください